



日常生活用具給付事業 があります

障がい者等の方が円滑に日常生活が送れるように、用具の購入費用に対し市が助成します。

別紙【日常生活用具 一覧】をご覧ください

用具の種目、性能・仕様、基準額、対象者・条件、耐用年数が記載されていますのでご確認ください。

費用負担について

本人と配偶者 2 人共が **非課税** の場合 → **0 円**

本人と配偶者 どちらかが **課税** の場合 → **1 割負担**

※対象者が 18 歳未満の場合は同世帯の両親・祖父母の課税状況を見ます。

※基準額を超えた額は自己負担となります。

※所得割額が 46 万円である場合は給付対象外です。

申請時の持ち物

・身体障害者手帳

(難病の方は在宅療養が可能な程度に安定し、用具が必要である旨の様式第 2 号の診断書が必要です)

・見積書

業者から福祉課へ直接郵送も可

<例> 入浴補助用具で見積り額が 100,000 円だったとき

課税の場合

基準額 90,000 円の 1 割 = 9,000 円

+

基準額オーバー分(100,000 円 - 90,000 円) = 10,000 円

自己負担額 19,000 円 を
業者に支払う

① 用具販売業者と連絡を取り、見積書の依頼をする。(この時点では購入しないでください)

見積書は業者から直接、福祉課に郵送いただいて構いません。

② 福祉課に日常生活用具の申請をする。購入後の申請はできません。



③ 申請書と見積書が福祉課に揃い次第、審査をし、決定通知書を福祉課から申請者と業者宛に郵送します。(業者には給付券も送付します)

④ 業者から品物を購入し、給付券に受け取りのサインをし、決定通知書に書かれていた自己負担額を業者にお支払いください。

CHECK

ご注意ください

- ・対象者は原則として在宅の障がい者等です。(頭部保護帽・ストーマ・紙おむつは入所中・入院中でも可)
- ・基準額の 1 割の自己負担額には月額の上限があり、**37,200 円**となります。
- ・原則、耐用年数以内に同種目への給付はできません。
- ・介護保険のほうで本事業の用具と同等の性能、仕様等の福祉用具の貸与または購入ができる場合、そちらが優先となります。
- ・用具販売業者が市と委託契約をまだ結んでいない場合、契約をする必要があるため用具購入まで数週間ほどお時間がかかります。

〒402-0051 都留市下谷 2516-1
 (いきいきプラザ都留内)
 都留市 福祉課 障がい者支援担当
 ☎0554-46-5112
 平日 8:30~17:15